

平成29年3月22日（水曜日）

平成29年度当初予算審査特別委員会会議録

（第6日目）

平成29年3月22日（水曜日）

出席議員（1名）

議長 星 喜美男君

出席委員数（15名）

委員長	菅原辰雄君	
副委員長	後藤伸太郎君	
委員	佐藤正明君	及川幸子君
	小野寺久幸君	村岡賢一君
	今野雄紀君	高橋兼次君
	佐藤宣明君	阿部建君
	山内昇一君	西條栄福君
	後藤清喜君	三浦清人君
	山内孝樹君	

欠席委員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長部局

町長	佐藤仁君
副町長	最知明広君
会計管理者兼出納室長	芳賀俊幸君
総務課長兼危機管理課長	三浦清隆君
企画課長	阿部俊光君
震災復興企画調整監兼 地方創生・官民連携推進室長	檀浦現利君
管財課長	仲村孝二君
町民税務課長	佐藤和則君

保 健 福 祉 課 長	三 浦	浩 君
環 境 対 策 課 長	小 山	雅 彦 君
産 業 振 興 課 長	高 橋	一 清 君
産 業 振 興 課 參 事 (農林行政担当)	佐 久 間	三 津 也 君
建 設 課 長	三 浦	孝 君
建 設 課 技 術 參 事 (漁港・漁集事業担当)	宮 里	憲 一 君
危 機 管 理 調 整 監	村 田	保 幸 君
復 興 事 業 推 進 課 長	糟 谷	克 吉 君
復 興 市 街 地 整 備 課 長	小 原 田	満 男 君
上 下 水 道 事 業 所 長	及 川	明 君
總 合 支 所 長 兼 地 域 生 活 課 長	阿 部	修 治 君
南 三 陸 病 院 事 務 長	佐 々 木	三 郎 君
總 務 課 長 棚 佐	大 森	隆 市 君
總 務 課 主 幹 兼 財 政 係 長	佐 々 木	一 之 君

教育委員会部局

教 育 長	佐 藤	達 朗 君
教 育 総 務 課 長	菅 原	義 明 君
生 涯 学 習 課 長	阿 部	明 広 君

監査委員会部局

代 表 監 査 委 員	芳 賀	長 恒 君
事 務 局 長	佐 藤	孝 志 君

選挙管理委員会部局

書 記 長	三 浦	清 隆 君
-------	-----	-------

農業委員会部局

事 務 局 長	佐 久 間	三 津 也 君
---------	-------	---------

事務局職員出席者

事 務 局 長	佐 藤	孝 志
總務係長兼議事調査係長	畠 山	貴 博

午前9時5分 開会

○委員長（菅原辰雄君） おはようございます。平成29年3月22日、予算審査特別委員会6日目でございます。本日も円滑な委員会運営のご協力を重ねてお願いを申し上げます。

ただいまの出席委員数は15人であります。これより、平成29年度当初予算審査特別委員会を開会いたします。

なお、傍聴の申し出があり、これを許可しております。

直ちに本日の会議を開きます。

及川幸子委員から要請のあった資料を配付しております。

議案第51号平成29年度南三陸町国民健康保険特別会計予算を議題といたします。

担当課長による細部説明が終了しておりますので、これより質疑に入ります。質疑は、歳入、歳出一括で行います。

なお、質疑に際しましては、ページ数をお示しの上、簡潔に行ってください。

それでは、質疑に入ります。小野寺久幸委員。

○小野寺久幸委員 おはようございます。小野寺です。

毎回しつこいようですけれども、医療費の保険給付についてお伺いしたいと思います。

項目には出てきていないのですけれども、ずっとお願いしております生活の苦しい方への医療費免除減免について、なくなってしまっているのですけれども、町長は財政の問題、それからほかの保険との公平性、あるいは保険税が高くなってしまうみたいな答えがありました。そして、苦しい方にはほかの制度で総合的に支援していくのだというお話をしました。国・県からは支援もありますので、その支援を活用してどうしてもできないのか、もう一度お伺いしたいと思います。

○委員長（菅原辰雄君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君） おはようございます。

それでは、委員のご質問にお答えしたいと思います。

今議会の一般質問で当委員からご質問のあった回答、町長述べたとおりでございますが、大きい理由の一つに財政の問題ということでお話を申し上げております。補正予算のときにも説明させていただいておりますが、平成28年度、財政調整基金3億3,400万円あったものを、2億5,000万円切り崩ししております。その理由といたしましては、平成25年から平成27年度までに行われた国の財政支援が終了したことによって、平成28年度、その歳入が見込めないことによる税収の不足だったり、給付額への充当だったりという目的で2億5,000万円を充当

させていただいたと。1億数千万円の残になっている現状という、その背景には一方で高額な医療がふえてきて、1人当たりの医療費の額も年々伸びているという状況もございます。そういった中で、平成29年度の財政運営が大変厳しいものになるというのが予想されている現状下で、なかなか委員がおっしゃるような国からの財政支援、県からの財政支援もあるというお話の中でも、なかなか厳しい状況にあるということでございます。

○委員長（菅原辰雄君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） この間の一般質問でも小野寺議員のご質問にお答えしたとおりでございまして、そういったもろもろの事情等を含め、鑑みながら、我々としても継続はできないということでの判断をさせていただきましたので、ご理解をいただきたいと思います。

○委員長（菅原辰雄君） 小野寺久幸委員。

○小野寺久幸委員 事情はわからないわけではありませんけれども、やはり窓口で支払うという負担が結構重いという方もいらっしゃいます。そして、ほかの制度を使うとなると、いろんな手続が必要になってきますので、窓口でやってもらえばありがたいという声もありますので、その辺をお考えいただきたいと思います。

○委員長（菅原辰雄君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君） 他の制度もということで申し上げているところでございますが、低所得者に対する軽減措置等を、従来の国民健康保険法で規定する一部負担金免除の要件に該当すれば、そういった制度の利用も可能ですし、一定程度あらかじめ限度額認定証の交付を受けておりますと、一定額以上の負担はしなくてもいいような制度もございます。そういうものを活用しながら、医療を受診していただきたいと。それでもなかなか生活が難しいという部分は、福祉の制度等を活用してということで、いろいろ保健福祉課と連携した中で被保険者の方々にご紹介していきたいと考えております。

○委員長（菅原辰雄君） ほかに質疑は、及川幸子委員。

○及川幸子委員 おはようございます。及川です。

私のほうからは、またしつこいと言われそうですけれども、補正でも申し上げました。ただいまの課長の答弁の中でも、年々医療費がかさむということを鑑みても、健康診断ですね。ドック、それらの受診を、漁民の人たちが、サケが忙しい時期とぶつかるので健診を受けられないという実態がございます。それらを解消するために、早急にその時期をずらして、前後にずらしていただけだと、多くの人たちが、町民の方が健診を受けられて、医療費にもつながっていくのかなと思われます。そしてまた、健康な生活を送れると思いますので、ぜひ

その辺を特段のご配慮をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○委員長（菅原辰雄君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君） 特定健診のことかと思いますが、特定健診は集団健診ももちろんございますが、その集団健診の時期等については、いろいろ健診団体との関係等もございまして調整できない部分もございますが、そのほかに医師会等と契約して、診療所で個別に特定健診を受けられるというような部分もサービスというか、機会も設けてございますので、それらは今後とも被保険者の皆様にPR等をしていきたいと、周知を図っていきたいと考えているところでございます。

○委員長（菅原辰雄君） 及川幸子委員。

○及川幸子委員 脳ドックのほうも配慮をお願いいたします。

○委員長（菅原辰雄君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君） 脳ドック等についても、特定健診と同じように、どうしても健診団体からの割り振りの時期等がございまして、それらの時期の変更等が可能なのかを含めて、今後検討させていただきたいと思います。

○委員長（菅原辰雄君） ほかに質疑は、佐藤宣明委員。

○佐藤宣明委員 8番です。おはようございます。

国民健康保険税、182ページ、税のほうでございますが、若干お伺いしたいと思います。

課長の説明では前年度対比で4.7%減の計上であると。それで、町税は増額になっていますよね。恐らく国保が減額になっているというのは、補正予算でもちょっと課長が説明したと思うのですが、被保険者数の減に伴うものなのだろうと思いますが、その辺もう少しご説明いただきたいと。

それから、いよいよ来年度、平成30年度から国保事業そのものが県事業という形で移行されるということでございますが、課長は医療費水準等がまだ明らかでないので、ちょっと不透明なところがあるというご説明でございますが、例えばこれまでやってきた賦課徴収事務ですね、そういう形はどうなっていくのか。例えば後期高齢者みたいに広域連合ではないのでしょうかけれども、いわゆる職員派遣とか、そういう場面が出てくるのかどうかです。

それから、財源というか、財政調整基金が現在1億3,400万円ですか、そういう状況のようございますが、いわゆる財産を持っていく必要があるのかどうか。その辺、全額国・県のほうで賄って、特別町村からは基金的なものを出資するとか、そういう形がないのかどうか、その辺お伺いしたい。

○委員長（菅原辰雄君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君） それでは、お答えいたします。

まず、被保険者の状況ということでございますが、平成21年度、一般被保険者数で7,700名ほどいらっしゃいましたが、平成28年度で4,675名まで落ちているという状況でございます。震災前との比較では60%の水準まで被保険者数が落ちているというような現状もございます。ただし、1人当たりの調定額が震災後、いろんな事情があって伸びておりますが、税額は被保険者の減少ほどには落ちていないという現状がございます。

それでもう1点、平成30年度からの都道府県化に関しましては、委員おっしゃるとおり、いろいろな面で都道府県に財政運営の責任主体が移行するということで、要点を申し上げますと、県は市町村ごとの国保事業費納付金を決定する。これが要は今までの国保税に当たる部分ですが、その総額を県が決定してよこすということになります。その前段として県は、市町村ごとの標準的な保険税率、保険料率を算定して公表するということになってございます。それで、実際その納付金を集めた県が給付に要した、市町村が給付に要した費用等を全額市町村へ支払って、市町村が医療機関に支払うというようなお金の流れになってくるということでございます。

一方で市町村は、簡単に言うと財布の心配がなくなるわけでございますが、そういった納付金の額が示された後に、その額を徴収するためにどの程度の税率を設定したらいいかというのを市町村が決めるわけで、それに基づいて賦課徴収を行うというような流れになります。その税率がどの程度の水準になってくるかというのが、今県、市町村からデータを集めて試算中だということになります。

今まで行っておりました資格管理だったり、保険給付の決定はもちろん市町村事業でございますし、前委員からご質問のあった保健事業の特定健診だったり、その他保健事業も従来どおり市町村が行うというような仕組みになっているところでございます。

それで、これに関する職員派遣等については、広域連合とはまた仕組みが異なるものですから、現時点ではそのような想定はされていないようでございます。

財政調整基金のことでございますが、持ち寄るのかというご質問でございましたが、これらは市町村でそれぞれ留保しておいて、急激な保険料の上昇等に当てるにも可能、または保健事業に充当するとか、市町村のある程度裁量で処分ができるということになってございます。

○委員長（菅原辰雄君） 佐藤宣明委員。

○佐藤宣明委員 大体わかりました。そうしますと、これまでのよう財布の心配をする必要がないんだと、結論的にはですね。

ただ、その税率なんですが、これから水準というか、そういう形になるのでしょうか、そうすると市町村ばらばらというか、統一の水準ということにはならないですかね。それぞれの市町村の医療費の給付というか、そういう形によって違ってくるのかなという思いがしたのですが、その辺いかがでしょう。

○委員長（菅原辰雄君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君） 委員ご心配のとおりでございまして、税率については国のほうでも制度設計上、将来的には統一した保険料、保険税にという考えはあるようですし、県内でも近い将来、税率の統一、後期高齢者医療と同様に、そういった議論を今重ねているところでございます。

ただ、現状といたしましては、宮城県が示している2次医療圏の中でも、医療費の水準が、要は医療機関が多いところも少ないところもございますし、受診機会がなかなか平等ではないというような部分等もありますので、すぐ平成30年度から統一ということは、なかなか難しいのではないかというような判断で、現在では統一した保険料という考え方は、スタート時点ではないですけれども、近い将来、そういった医療計画の中で、県が要するに責任主体になるというのは、そういった部分もあって、病床数だったり、そういった部分をある程度均一にというか、定めた中で、そういった保険料の統一もあるのではないかという見方を現在しているところでございます。

また、税の賦課方式についても議論がございまして、現在4方式をとっている市町村が数的には多いのですが、現在その4方式から所得税割を除いた3方式をとっている支部もございます。被保険者で比較すると、3方式のほうが実際被保険者数が多いという現状がございまして、保険料統一に当たっては、その辺の賦課方式の変更等も検討課題になっているというような状況でございます。

○委員長（菅原辰雄君） 佐藤宣明委員。

○佐藤宣明委員 現在、はっきりした部分というのは見えないのでしょうけれども、盛んに練っている段階だらうと。そうしますと、当面は市町村によって税率が違ってくるということになるわけですね。どうなのでしょう、町民税務課長の感触として、これまでの当町の保険税の水準からぐんと上がるような結果にはならないでしようかね。その辺いかがでしょう。

○委員長（菅原辰雄君） 町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君） 一番気がかりなのは医療費の水準でございまして、平成28年度になってから、大分医療費の水準というか、一人当たりの医療費の額が上がってきています。あと、高額な医療の発生もございまして、平成28年中も補正予算で追加補正しているような状況もございます。その辺の、結局医療でいっぱいお金がかかれば、税も上げなくちゃいけない。平成21年度以降、ずっと税率そのまま据え置いている状況ですので、その辺の影響がどのように出てくるのかということが一番気がかりでございまして、現段階では何とも、どの水準でおさまるかというのが、ちょっとまだ見えてこないような状況でございます。

○委員長（菅原辰雄君） ほかに質疑は。

（「なし」の声あり）

○委員長（菅原辰雄君） ないようありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○委員長（菅原辰雄君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第51号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（菅原辰雄君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

次に、議案第52号平成29年度南三陸町後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。担当課長の細部説明を求めます。町民税務課長。

○町民税務課長（佐藤和則君） それでは、議案第52号平成29年度後期高齢者特別会計予算について説明させていただきます。

予算書の209、210ページをお開きください。

歳入歳出予算事項別明細書で説明させていただきます。

歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,660万円とするものでございます。前年度との比較においては390万円、3%の増額となっております。

この会計は、後期高齢者医療制度における被保険者が負担する保険料を受け入れまして、それを保険者たる宮城県後期高齢者医療広域連合に納付するという性格の会計でございます。

後期高齢者医療は、宮城県全体での被保険者数に基づく計算となっているため、当初予算は必ずしも当町の被保険者の実態どおりの積算にならない場合がございます。

211ページの歳入です。

1款後期高齢者保険料をごらんください。広域連合が積算した総額を特別徴収と普通徴収に配分し計上した内容となります。昨年度との比較においては、5%の増額ということになります。

同じページ、3款繰入金、保険基盤安定繰入金でございますが、保険料の軽減分を公費で負担するもので、保険料と同様の扱いで広域連合に納付されるものでございます。昨年度と同程度の計上となります。

1枚めくっていただきまして、歳出になります。214ページでございますが、広域連合に納付する額を計上した部分でございます。昨年度より若干360万円ほど増加しているという状況でございます。

以上、甚だ簡単ではございますが、細部説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○委員長（菅原辰雄君） 担当課長による説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑は歳入、歳出一括で行います。

なお、質疑に際しましては、ページ数をお示しの上、簡潔に行ってください。

それでは、質疑に入ります。ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（菅原辰雄君） ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○委員長（菅原辰雄君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第52号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（菅原辰雄君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

次に、議案第53号平成29年度南三陸町介護保険特別会計予算を議題といたします。

担当課長の細部説明を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（三浦 浩君） おはようございます。

それでは、議案第53号平成29年度南三陸町介護保険特別会計予算について説明をさせていた

だきます。

議案書221ページ、222ページの歳入歳出予算の事項別明細書をごらんください。

今年度の予算額は16億5,000万円であります、前年対比2,000万円の減、率にして1.2%の減となってございます。

続いて、歳入から説明を申し上げます。223ページをお開きください。

歳入の1款保険料でございます。今年度の予算額は3億1,600万円ほどということで、前年対比では2.9%の減と推計してございます。

続いて、3款国庫支出金から225ページ上段の県支出金、県補助金までは、介護給付費及び介護予防事業費等の歳出に対する法定の補助負担割合による率を掛けて算出したものでございます。

7款繰入金、一般会計繰入金でございますが、2億4,200万円ほど、こちらにつきましても職員の人事費、それから保険給付費、地域支援事業費については、国庫支払基金からの歳入を除いた部分を一般会計繰入金で補填しているものでございます。

歳入については以上でございます。

続いて、228ページ、歳出、1款総務費でございます。

1項総務管理費1目一般管理費におきましては、職員の人事費及び事務費ということでございます。前年度と比較して11万円のマイナスということで、ほぼ前年どおりの予算内容となってございます。

次のページ、229ページ、2項徴収費1目賦課徴収費につきましては、介護保険料の徴収に係る事務的経費でございます。こちらも前年度と同様の内容となってございます。

3項介護認定事業費1目介護認定事業費につきましても、介護認定審査会に係る委員報酬ほか事務的経費を計上したものでございます。こちらについてもほぼ前年同様の内容となってございます。

続いて、230ページ、2款保険給付費でございます。保険給付費全体で申し上げますと、今年度は15億3,600万円ほどの予算となってございます。前年当初に比較いたしますと1.3%ほどのマイナスといった計上になってございます。なお、補正予算のところでも申し上げましたが、平成28年度におきましては保険給付費の総額が前年に比較いたしまして6%ほどマイナスとなっております。当課でその要因をちょっと調べてみると、自立再建であったりということで、環境が整ったということでサービスを利用しなくてもよいという人がふえているのか

なといったことが考えられるということによるものだと思っております。実際に介護認定の件数も若干減っておりますし、認定率も19%から18.2%まで1%ほどおりております。そういったことによりまして、保険給付費全体が減少しているといった状況になってございます。

続いて、233ページ、3款地域支援事業費1項介護予防生活支援サービス費1目介護予防生活支援サービス費でございます。こちらにつきましては、介護保険の中の総合事業が新たに創設されまして、こちらの経費を計上しているものでございます。こちらの介護予防マネージメント費として400万円ほど載せてございますが、現状で要支援1、2の方が約120名いらっしゃいます。そのうち70名ほどの方がこのケアプランを作成し、総合事業のサービスを受けているといった状況でございます。

続いて、2項一般介護予防事業費1目一般介護予防事業費につきましては、介護予防に係る事業費でございまして、ここも人件費とあと介護予防教室の費用等を計上してございます。前年比5万9,000円の増ということで、ほぼほぼ前年並みの予算となってございます。

続いて235ページ、3項包括的支援事業・任意事業費1目包括的ケアマネジメント支援事業費でございますが、こちらは職員人件費等を計上したものでございます。

次のページ、236ページの2目任意事業費につきましては、任意事業として家族介護用品、おむつの支給事業と成年後見制度の利用の事業給付費を計上したものでございます。現在のところ、成年後見制度の利用者は、昨年までで5名ほどとなってございます。

3目 在宅医療介護連携推進事業費につきましては、この目とおり在宅と医療、介護を連携する事業ということで、昨年来取り組んでいるものでございます。予算規模に関しましては、前年並みといった状況でございます。

続いて237ページ、4目生活支援体制整備事業費でございます。こちらにつきましては、歳出の主なものとして生活支援コーディネーター委託料として420万円を計上してございます。昨年来、この事業を行っておりますが、昨年7月から社協に委託をして行ってございます。

5目認知症総合支援事業費でございます。こちらにつきましても、認知症の対策ということでの経費でございます。

続いて、次のページ、238ページ、基金積立金1,000円ということで存置の計上でございます。財政調整基金につきましては、現在高が6,690万円ほどとなってございます。

5款諸支出金については計上のとおりでございます。

以上で簡単ではございますが、細部説明とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

○委員長（菅原辰雄君） 担当課長による細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑は歳入、歳出一括で行います。

なお、質疑に際しましては、ページ数をお示しの上、簡潔に行ってください。

それでは、質疑に入ります。小野寺久幸委員。

○小野寺久幸委員 小野寺です。課長説明ありましたように、介護保険の中の要支援の部分が総合事業に移るということでした。それで、きのうの新聞だったのですけれども、総合事業を担う担い手不足が言われているということですので、当町の状況をお伺いしたいと思います。それで、サービスの低下が起こっているというようなお話もありますので、その辺をお伺いしたいと思います。

それから、介護報酬が少なくなっているので、総合事業を行わない事業所があるというような報道もありますけれども、当町の状況をお伺いしたいと思います。

○委員長（菅原辰雄君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（三浦 浩君） 1点目は総合事業の現状と申しますか、こちらにつきましては、なかなか田舎の地方といいますか、都市部ではそういった事業所が展開されているようでございますけれども、町村部のほうではなかなかそういった新たな事業所の展開がないといったことで、通常の介護の施設が介護予防の事業を継続してやっていると。それをみなしという形で利用させていただいている現状でございます。まだ新たなサービスの創設といったものはございません。

それから、2点目の報酬ですか。事業所の報酬の関係での撤退といいますか、そういった事業所も若干ございます。先ほど申しましたが、介護のサービスについては、引き続き提供していただけるということですが、介護予防については、新規のサービスについて今後展開できないといった事象も実際あるところでございます。

○委員長（菅原辰雄君） 小野寺久幸委員。

○小野寺久幸委員 それから、先ほどの説明の中で要支援の方が120人いて、そのうち70人が利用されていると。それから、平成28年度で介護保険を利用される方が6%減っているというお話をしました。それは、新しい住宅に移ったためという説明もありましたけれども、この総合事業に移ることによる影響とは考えられないのでしょうか。

○委員長（菅原辰雄君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（三浦 浩君） まずもって120名のうち70名の利用ということでございますが、

中には何か起きたときにサービスを受けようということで、事前に認定だけ受けておこうといったような方もいらっしゃるのは事実でございます。そういった関係から、軽度の方でありますので、家族のサービス等で補えているといった状況から、利用者が認定者120人のうち70名ぐらいの利用にとどまっているといった現状だと思われます。

もう1点の6%ほど減少しているということにつきましては、実際に認定者とか、介護認定申請の数も減っておりますし、結果として介護保険を利用なさっている数というのも減ってございます。直近の数字で申しますと740名ほどの利用でございます。利用者の数につきましては十数件ほどしか減っていないのですけれども、施設の利用者の数が10名ほど減っておりますので、その辺が影響しているのかなといったことも、この数値にあらわれているものと思います。

○委員長（菅原辰雄君） 小野寺久幸委員。

○小野寺久幸委員 減るということはいいことだとは思うのですけれども、本当に介護の必要がなくなっているのか、あるいはしたくてもできにくくなっているのか、その辺を少し詳しく今後調べる必要があるかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○委員長（菅原辰雄君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（三浦 浩君） 施設を利用したいといった方々の数も総体では減っているといった状況にあります。それから、重度の要介護3から5の人数というのも、若干ではありますが減少傾向にありますので、サービス全体が減っているという状況であり、サービスが受けられなくて困るといった事象の相談については、最近は全く聞かれなくなったと捉えています。

○委員長（菅原辰雄君） ほかに質疑は、及川幸子委員。

○及川幸子委員 及川です。

私のほうからは、233ページの3款の地域支援事業費ですね。予防関係ですけれども、いろんな工夫がされて努力の跡が見られます。

その中で、介護認定されている方が120名ということなのですけれども、この予防とはまた別に、施設に入所している方の把握と、それから在宅、後のほうの在宅介護のステーション事業にも関連するわけなのですけれども、在宅で暮らしている方の人数を把握しているのかどうか。もし人数を把握しているのだったら、お聞かせ願いたいと思います。なぜかと言いますと、施設入所だとお一人30万円以上の施設費がかかるわけですね。それをお宅で見ていく方というのは、非常に負担が重く、その辺の支援のあり方ということも今後考えていかな

ければならないのではないかと思われるのです。そんなことで、その人数の把握をしているのであれば、お聞かせください。

それと、この間の補正でも話しましたけれども、宮城大学から支援で年2回やっている行事が平成29年度からできなくなったという関係なのですけれども、やはりそういう100名も集まって、年2回楽しみにしている。そうした中、それをやめるということは、予防の面からしてもうまくないのではないかなど私的に思われるのですけれども、年2回敬老会をやっております。皆さん、楽しみで来ております。そして、自分たちができる範囲でその敬老会に向けて練習をしたり、椅子に腰かけてまで舞台に出て、そしてコミュニケーションをつくって、みんなで10人、何人ということで日々練習して、そして舞台に出てくる。毎月の集まるコミュニティの場所でそれを練習して、そしてそこに出でて参加して楽しむという、それが皆さんから、働いている人から見れば、何そんなことと思われますけれども、毎日の生活の中にそういう楽しさを与えてお互いにやっていくということは、コミュニケーションつくっていくということは、非常に大事なことだと思うのです。生きがいになっているのですよね。そういうことが予防につながっていく。健康で長生きしていく。そういうことで医療費を減らしていく。そういう要因につながっていくと私は思っております。ですから、町民が何でできないんだべと、そういう不信感を抱いているということに問題があると思いますので、今後そういうことを継続してできないものかどうか、その辺をお聞かせください。

○委員長（菅原辰雄君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（三浦 浩君） 初めに、サービスの利用状況でございますが、在宅については直近で540名ほど、それから施設入所につきましては205名ほどとなってございます。

それから、支援団体によるいろいろな活動でございますが、支援をいただいている団体のほうでも復興庁だったり、いろいろな機関からの助成をいただいてやっているようでございます。一つの例としては、敬老会的な人を集めて食事を提供し、そういうサービスについては、今後多分補助金等がつかなくなるといったことで、この事業ができなくなるというような話も聞いてございます。いずれ、町民に対するサービスの提供の仕方として、震災直後の状況と現状では全く違ってございますので、何と申しますか、食事だけを提供してみんなを集めるといった事業になかなか補助金がつかないといった事情も聞いてございます。

今後は、そのようなサービス以外のところで、町民が自立して介護に当たれるようなことを考えていかないと、本当に大変な時代になると思われます。こちらからもそういうサービスを提供できる事業所だったり、団体であったり、そういうところを多くつくり出して、

元気な高齢者をより多くつくっていくことが大切だらうと考えております。

○委員長（菅原辰雄君） 及川幸子委員。

○及川幸子委員 540名のうち205名が施設入所ということで、在宅が540……、施設が205名。在宅が540で施設が265名、施設入所が……。

○委員長（菅原辰雄君） 205名です。

○及川幸子委員 済みません、目が見えなくて記入間違いました。260と。

そういう中で、205名の人は施設ということで、後の半分以上は在宅で暮らしているというのですけれども、この残りの方というのは介護度幾らぐらい、把握しているのであればですけれども。

それから、宮城大学から支援いただいてやっている、年2回の、教室の名前はちょっと忘れてしまいましたけれども、そういうことは減らして、別なものに移行していくというお話をしたけれども、いずれ健康老人を多くつくっておくというような形で進んでいくものと考えております。そう受けとめております。その辺に力を入れていただきたいと思います。

わかっているのであれば、残りの在宅の方々の説明願います。

○委員長（菅原辰雄君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（三浦 浩君） 直近の状況で申し上げます。数字は概数ということで捉えていただければと思います。

65歳以上のいわゆる介護保険の該当者に関しては4,600名ほど。そのうち、介護認定をいたしている方が840人ほどで、そのうち先ほど申し上げた540名が居宅での利用、205名が施設での利用といった状況でございます。

○委員長（菅原辰雄君） 及川幸子委員。

○及川幸子委員 では、この540の居宅の関係は、後で介護ステーションのほうでお伺いいたします。

それで、この予防のほうに今後とも力を注いでいただきたくお願ひして終わります。

○委員長（菅原辰雄君） 三浦清人委員。

○三浦清人委員 この介護の関係ですけれども、施設利用者も減ったと。それから、介護を受ける方々も減ったと。非常にある面ではいいことだなという思いもするわけです。要するに介護の必要がなくなったという解釈にもとられる。実際にそうなのかなと。今まで介護を受けた方々が元気になって、介護を必要としないというのであれば、これは万歳なのですが、そこでお聞きしたいのが、例えば施設利用が減ったということなのですが、例えば今まで認定

審査会で3だったと、それが2になったと。そういうことになると、施設利用というのではきなくなるということになるのですよね。問題は、認定審査会の基準といいますか、認定する基準が変わってきたのかどうなのか。実際、3から2に下がった数というのは把握しているのかどうか。それは、認定審査会の基準が変わったことが原因なのかどうかということですね。実際は認定を受ける方々、症状とかが一切変わらないけれども、3から2に下がって利用ができなくなったという現実はないのかどうかということなのです。それを非常に心配している。その辺のところ、実際はどうなっているのかですね。

○委員長（菅原辰雄君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（三浦 浩君） 最初に、認定審査の基準でございますが、ここにつきましては、全く変わっておりませんので、震災以後も同基準で行っております。

それから、要介護3の人が2になった数ということは、ちょっとデータとしては全部捉えておりませんが、介護認定の介護度が回復するといったのは、年間になかなか1割程度あるかないかだと思います。通常はそのままの介護度が継続されて、または悪化するのが一般的であります。例えばの話ですと、骨折とかで入院を余儀なくされ、一旦4とか5になって、その後骨折が癒えて、要介護3とか2に回復するといった事例は多々見られます。それ以外で認知症の、例えば程度が劇的に回復するといった事象は、なかなかないといったのが現状でございます。

それから、施設入所の件につきましては、3の状態で入所しておりましたと。次の審査会で2とか1に軽くなりました、施設を出てくださいというわけにはいかないので、3から5の方が入所している施設におきましては、状態が回復されたからといって退所しなさいといったことにはならないと。みなしといった感じでそのまま入所措置ができるといった状況でございます。

○委員長（菅原辰雄君） 三浦清人委員。

○三浦清人委員 そのとおり、それは知っているんです。私は、例えば今まで3だったと、認定がね。で、入居したいと、入所したいと申請していたと。なかなか空きがなくて入れないと。次の審査会で2になったと。そうなると、入居しようと思って希望していたんだけれども、希望もできなくなったと。申請もできなくなったという問題もあるわけなんですね。

身体的な、例えば今言った骨折とか身体的な要因で入居していて、それが回復すれば退院ということになるのですがね。課長もわかっているとおり、知的とか、認知とか、知的は違うかな、認知ですね。そういう方々については、なかなか難しいと思います。よくなるはず

がない。現状維持あるいは悪化というのがこれまでの実例ですから、そういった方々については、やはりずっと利用しなきやならないのかなという思いもしていますけれどもね。ただ、先ほど言ったように、3で入居を希望しておったけれども、2になったためにそれを断念せざるを得ないと。

それから、話戻りますが、要支援1ですね。それも審査会によってゼロというか、そういうことはないのか、数というのはどれぐらいあるのか、その辺ですよね。だから、審査会の基準は変わっていなくても、これまでどおりの同じような、基準は変わっていなくてもですよ、審査する内容が全く変わっていなければいいんですがね。その辺のところはどうなのかなと思っているんです。

○委員長（菅原辰雄君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（三浦 浩君） 審査の流れにつきましても従来と同様であります、機械による1次判定がありまして、その後介護認定審査会で主治医の意見書、それから調査に基づいた資料を見比べながら審査会の中で判断いただくスタイルは全く変わってございません。

その中で、例えば先ほど申された要支援1の方が回復されて、非該当になるといった事例も、年間に本当にわずかではありますが、そういった事例もございますし、新規に申請を上げていただいても、全くこの人は健康であるということで非該当という判断を下される場合も、本当に数件であります。そういった事象で、支援の方につきましても、同様の審査は行っている状況でございます。

○委員長（菅原辰雄君） ほかに質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（菅原辰雄君） ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○委員長（菅原辰雄君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第53号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（菅原辰雄君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

ここで暫時休憩をいたします。再開は11時15分といたします。

午前10時57分 休憩

午前11時14分 開議

○委員長（菅原辰雄君） おそろいですので、休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第54号平成29年度南三陸町市場事業特別会計予算を議題といたします。

担当課長の細部説明を求めます。産業振興課長。

○産業振興課長（高橋一清君） 平成29年度の市場事業特別会計予算につきまして、説明をさせていただきます。

本事業は、平成28年度に完成いたしました南三陸町地方卸売市場の設置事業に関する予算でございます。251ページからごらんいただきたいと思います。

事項別明細書でございますが、予算額合計、歳入歳出それぞれ3,340万円でございます。前年対比で140万円の減、率で申し上げますとマイナス4%となってございます。

253ページをごらんください。歳入でございます。

1款使用料及び手数料1項使用料1目卸売市場使用料のうち、卸売市場使用料につきましては、水揚げ金額の0.5%が歳入となっております。水揚げ金額が変動いたしますので、予算は昨年度の実績15億円の90%を基本に計上させていただきました。

4款繰越金が前年度費では227万円の減額でございます。

続きまして、255ページをごらんください。歳出でございます。

1款1項1目市場管理費は、本年度予算額で1,543万7,000円、137万円の減で、率で申し上げますと8.1%の減額となってございます。

減額の要因は18節備品購入費が450万円ほど減額となっております。

増額部分では、11節需用費に修繕料として175万円ほど。これにつきましては、フォーカリストの法定点検に伴うバッテリーなどの修繕費用として見込んでございます。

13節委託料、最下段が高度衛生管理業務委託料300万円、これは運営管理業務を委託し、高度衛生管理施設としての認定が受けられるように、事業運営体制を整備していくための委託業務でございます。

2目は前年同額。

2款1項公債費は元利均等で前年同額。

257ページの予備費につきましては、ごらんのとおりでございます。以上です。

○委員長（菅原辰雄君） 担当課長による細部説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

す。

質疑は歳入歳出一括で行います。

なお、質疑に際しましては、ページ数をお示しの上、簡潔に行ってください。

それでは、質疑に入ります。今野雄紀委員。

○今野雄紀委員 1点だけ伺いたいと思います。

253ページ、使用料なのですけれども、買受人控室使用料とあるのですが、この控え室の使用状況はどのようにになっているのか伺いたいと思います。

○委員長（菅原辰雄君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高橋一清君） 施設の中には漁協の事務局が入る事務所と、それから買受人の方々が待機する場所として、買受人室が設置されてございます。買受人の方々全体で33事業所ほどございますが、それらの方々が1室で待機できるような利用状況でございます。

○委員長（菅原辰雄君） 今野雄紀委員。

○今野雄紀委員 場所的に、たしか2階でしたっけ。それで、何か買受人の方々たちに聞くと、冬場等寒いのでというか、今2階のほうに有効に活用できているのか、もしくは何らかの形で控え室の使い勝手というか、再考する余地もあるのではないかという声も少し聞いたものですから、そこのところどのように考えているのか伺いたいと思います。

○委員長（菅原辰雄君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高橋一清君） 新設したばかりの施設でございますので、もしそういったお声があるとすれば、古い施設では1階部分が控え室になっていた部分が、今度2階になると上がりおりの部分でのご意見かもしませんが、今後は衛生管理型の施設ということで、全体機能の中で使っていっていただきなければなりませんので、なれにいただきながら有効に使っていただきたいと思っております。

○委員長（菅原辰雄君） 今野雄紀委員。

○今野雄紀委員 今の課長の答弁でわかったのですけれども、何せ買受人の方たちも、若い方も結構いるのですが、高齢化と申しますか、そういった方たちも大分多いみたいなので、これからもし見直すことがありましたら、使い勝手のいいように進めていっていただきたいと思います。

○委員長（菅原辰雄君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高橋一清君） 運用の中で可能なものについては考えてまいりたいと思いますが、申し上げなければならないのは、いろんな意味で衛生管理型となりまして、利用の仕方

にいろんなルールや決め事が出てまいります。これらはいずれもその商品の衛生管理を目的としたところに尽きるルールでございますので、そういったことを十分にご理解いただきながら、適正な運用を図ってまいりたいと思っております。

○委員長（菅原辰雄君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（菅原辰雄君） ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○委員長（菅原辰雄君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第54号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（菅原辰雄君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

次に、議案第55号平成29年度南三陸町漁業集落排水事業特別会計予算を議題といたします。

担当課長の細部説明を求めます。上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（及川 明君） それでは、議案第55号平成29年度漁業集落排水事業会計予算の細部説明をさせていただきます。

265ページ、266ページをお開き願いたいと思います。

事項別明細書でございますが、当該会計につきましては、漁業集落排水処理事業として、現在のところ、袖浜地区の汚水処理に要する管理費用のほか、廃止いたしました波伝谷地区の既設管の撤去に要する費用を計上しているものでございます。

平成29年度の歳入歳出総額につきましては3,500万円となっておりまして、前年度、平成28年度当初予算と比較しますと760万円の増となっております。率にしますとプラス27.7%となってございます。増額の要因につきましては、後ほど出でますが、波伝谷処理区の既設管の撤去工事を実施することで、その費用を計上したことによるものでございます。

次に、267ページをお開き願います。

最初に、歳入でございます。

1款1項1目排水処理施設使用料ですが、接続件数はこのところ35件程度で推移してございます。大きな変動はございませんが、平成28年度の推移を踏まえ、やや微増という形で計上

させていただいております。

3款繰入金、一般会計繰入金でございますが、波伝谷処理区の既設管の撤去工事に要する費用を見込んだことによって増額という形になってございます。

次に、269ページになります。歳出でございます。

1款1項1目漁業集落排水施設管理費でございますが、上段の11節から13節までにつきましては、袖浜浄化センターの維持管理等に要する経費でございます。

15節工事請負費につきましては、先ほども申し上げましたが、波伝谷処理区の既設管の撤去、今残存の管の距離につきましては約2キロ残存しております。その2キロの撤去費用を計上してございます。

次のページ、270ページの2款1項公債費につきましては、記載の元利償還金を計上してございます。

以上で細部説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○委員長（菅原辰雄君） 担当課長による説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑は歳入、歳出一括で行います。

なお、質疑に際しましては、ページ数をお示しの上、簡潔に行ってください。

それでは、質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○委員長（菅原辰雄君） ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○委員長（菅原辰雄君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第55号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（菅原辰雄君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

次に、議案第56号平成29年度南三陸町公共下水道事業特別会計予算を議題といたします。

担当課長の細部説明を求めます。上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（及川 明君） それでは、議案第56号公共下水道事業特別会計予算の説明をさせていただきます。

278ページ、279ページの事項別明細書をうらんいただきたいと思います。

当該会計につきましては、伊里前処理区の下水処理等に要する管理費用と災害復旧費、それと、廃止いたしました志津川処理区の既設管の撤去に要する費用を計上してございます。

平成29年度の歳入歳出の総額につきましては、2億8,200万円でございます。平成28年度の当初予算と比較しますとマイナス6,800万円、率にしますとマイナス19.4%となってございます。減額の理由につきましては、伊里前処理区の災害復旧工事の進捗によって、平成29年度事業費が減少したことによるものでございます。

次に、280ページをお開き願いたいと思います。

まず、歳入でございますが、1款1項1目下水道事業分担金でございますが、平成28年度と対比しますと560万円ほどの減となっておりますが、平成28年度中に中学校上、あるいは枡沢の防集団地の住宅再建に伴いまして、地区外からの編入といいますか、一定数が一括納入したことにより減少となっております。平成29年度におきましては、新規の加入者5件のほか、平成28年度から引き続き分割納入者の部分、3件分を計上してございます。

次に、2款1項1目下水道使用料でございます。平成28年度と対比いたしますと、約15%の増となってございます。住宅再建等が進んできておりまして、最終的に接続の件数も270件ほどを見込み計上してございます。件数あるいは使用料の歳入の金額につきましては、ほぼ震災前水準に近づくものと見込んでおります。

次に、281ページの3款1項1目災害復旧費国庫補助金でございます。これにつきましては、伊里前処理区内の既存の国道45号等に埋設してある既設管の撤去に要する災害復旧事業の補助金でございます。

2目下水道事業費国庫補助金につきましては、下水道法の改正に伴いまして、下水道事業計画の見直しをすること、それと歌津浄化センター内の機器やマンホールポンプなどを新たに長寿命化対策として設備等の更新事業にかかる補助金でございます。補助率は事業費に対して2分の1という形でございます。

次に、5款1項1目一般会計繰入金でございます。昨年度と対比いたしまして2,500万円ほど増額となっております。要因につきましては、志津川処理区に残存いたします既設管の撤去工事を3カ年程度に分けて実施すべく、それに要する経費を計上したことによるものでございます。

次に、283ページ、歳出でございます。

1款1項1目下水道総務管理費でございます。職員給与のほか、事務的な経費を計上してご

ざいます。平成28年度と対比しますと246万1,000円ほど減額となっておりますが、職員人件費の減少によるものでございます。

次のページに参りまして、284、285ページでございますが、2款1項1目特環公共下水道施設管理費につきましては、伊里前処理区の施設管理に要する経費でございます。こちらも平成28年度と対比いたしましたと3,783万円ほど大幅にふえてございます。増額の要因につきましては、先ほど歳入でも申し上げましたが、285ページの13節委託料のうち、下水道基本計画策定業務、それと15節歌津浄化センターの機械設備等の更新工事といたしまして、合わせて4,400万円を計上したことによるものでございます。

2目公共下水道施設管理費につきましては、志津川処理区の既設管の撤去、及び、その中にはあります汚泥の引き抜きに要する費用を計上してございます。先ほども申し上げましたが、志津川処理区の残存管につきましては、平成29年度から3カ年に分けて実施する予定でございます。平成29年度については1.3キロ程度の撤去工事を予定してございます。

次に、286ページになります。3款1項1目特環公共下水道施設災害復旧費でございますが、前年度対比で1億1,500万円の減となっております。伊里前処理区の新設の下水道管の布設につきましては、公園予定地の部分の一部を除きまして、ほぼ完了してございます。残る部分につきましては、国道45号と県道払川町向線にあります既設管の撤去工事のみとなってございます。平成29年度予算といたしましては700メートル分の工事費について計上しております。

4款1項公債費につきましては、起債の元利償還金でございます。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（菅原辰雄君） 担当課長の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑は歳入、歳出一括で行います。

なお、質疑に際しましては、ページ数をお示しの上、簡潔に行ってください。

それでは、質疑に入ります。質疑はございませんか。上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（及川 明君） 大変失礼いたしました。少し飛ばして説明をいたしました。

276ページをお聞き願いたいと思います。

肝心の議決部分、第2表の債務負担行為でございます。公共下水道排水設備等融資あっせん事業ということで、融資あっせんにかかる利子に相当する額を限度額として債務負担をしております。この事業につきましては、水洗化にする排水設備工事費につきまして、普通の住宅であれば100万円を上限として融資あっせんを行い、利子の全額を補助するというものでございます。失礼いたしました。

○委員長（菅原辰雄君） 担当課長による説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑は歳入、歳出一括で行います。

なお、質疑に際しましては、ページ数をお示しの上、簡潔に行ってください。

それでは、質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○委員長（菅原辰雄君） ないようありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○委員長（菅原辰雄君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第56号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（菅原辰雄君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

次に、議案第57号平成29年度南三陸町水道事業会計予算を議題といたします。

担当課長の細部説明を求めます。上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（及川 明君） それでは、続きまして議案第57号水道事業会計予算の説明をさせていただきます。

最初に、平成29年度予算全体の概要についてご説明いたします。297ページ、298ページの実施計画をごらんいただきたいと思います。

最初に、収益的収入及び支出でございますが、平成28年度と比較いたしますと事業収益が1億2,828万9,000円、率にしますと28.8%の増となってございます。事業費用が1億3,755万9,000円、32.0%の増と、それぞれ大幅にふえてございます。要因につきましては、資産の取得に伴いまして減価償却費が大幅にふえたこと。それに伴いまして、収入におきましては、長期前受金の収入が大幅にふえたことによるものでございます。

299ページをお開き願いたいと思います。

資本的収入及び支出でございますが、収入がマイナス2億8,200万円ほど、支出が2億6,100万円ほどマイナスとなってございます。詳細は後ほどご説明いたしますが、年度当初時点で水道の災害復旧事業費が当初段階で減となつたことによるものでございます。

続きまして、300ページになります。予定キャッシュ・フロー計算書でございます。この計

算書は、平成29年度中の現金の流れをそれぞれ活動区分ごとにその状況を表示したものでございます。

次に、301ページの給与費明細書でございます。総括の欄で平成29年度が1名増という形になつてございますが、職員数自体は現状と同数での計上とさせていただいております。

続きまして、306ページになります。債務負担行為に関する調書でございます。5カ年の債務といたしまして水道事業業務を行つてございます。ウォーターサービスに委託しているものでございまして、平成29年度が4年目となります。

次に、307ページ、308ページにつきましては、平成29年度末現在の予定の貸借対照表でございます。この表につきましては、水道事業が保有します全ての資産、負債、資本を総括的にあらわした表でございます。307ページの下から8行目に固定資産の合計額といたしまして94億円ほど計上しておりますが、震災前の平成21年度決算と比べますと44億8,000万円ほどふえてございまして、ほぼ倍増している状況でございます。

次に、309ページになります。平成28年度の予定損益計算書でございます。

この計算書は、平成28年度中の水道事業の経営実績の予定をあらわすものでございます。下段に記載の純利益につきましては、平成28年度も黒字基調となる見込みでございまして、累積の欠損金も少しづつではございますが、解消傾向を維持できる見込みとなってございます。

310ページ、311ページは、平成28年度の予定貸借対照表となつてございます。

次に、313ページをお開き願います。それぞれ細部の部分の説明をさせていただきます。

最初に、収益的収支予算でございます。

収入の1款水道事業収益につきましては、先ほども申し上げましたが、減価償却費の増加に伴いまして、長期前受金の戻入が昨年度に比較して大幅にふえたことによりまして、1億2,800万円ほどの増となっております。

1目給水収益、いわゆる水道料金につきましては、町長が施政方針でも述べましたが、平成28年度の当初予算対比でプラス1.1%の3億5,500万円を見込み計上してございます。

2項3目他会計補助金の内訳でございますが、給水装置の設置補助金といたしまして1,000万円、長期派遣職員の負担金といたしまして5,797万円という内訳になつてございます。

次に、314ページの支出、1款1目配水及び給水費でございます。水道の給配水にかかる費用を計上してございます。この中の委託料でございますが、委託料のうち、水道事業業務委託料でございますが、先ほど債務負担の調書でご説明いたしましたが、ウォーターサービスへの委託分でございます。業務内容につきましては、メーター検針、交換、漏水調査、修

繕、水道施設の保守点検など多岐にわたっております。

2目総係費につきましては、職員給与のほか事務的経費を計上してございます。

次に、315ページに参りまして、上欄の委託料でございます。こちらも水道事業業務と記載してございますが、これもウォーターサービスへの委託分がございまして、業務内容は水道料金の賦課あるいは窓口業務分でございます。

4目減価償却費につきましては、平成28年度と比較しますと、先ほど申し上げましたが、大幅にふえ、1億2,700万円の増という数字になってございます。

次に、316ページになります。資本的収支の予算でございます。

収入のうち1目負担金でございますが、消火栓の設置工事20基分の負担金として一般会計から負担をしていただくものでございます。

2項の補助金につきましては、災害復旧に対する国庫、一般会計の補助金でございます。この災害復旧の一般会計の補助金につきましては、一般会計に震災特交として歳入されるものを水道会計に収入として入れるものでございます。

次に、支出でございますが、総額では平成28年度当初と比較しますと2億6,000万円ほど減となってございます。平成29年度の当初段階ではやや少ないよう見えますが、関連事業の進捗に合わせて、引き続き災害復旧の保留解除申請を進めて、補正予算に随時計上していくたいと考えております。

1目水道施設建設費のうち事務費につきましては、給与費明細に記載してございますが、職員3名分の給与のほか、旅費、消耗品分を、事務経費を計上してございます。

以上、細部説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○委員長（菅原辰雄君） 担当課長の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑は収入、支出一括で行います。

なお、質疑に際しましては、ページ数をお示しの上、簡潔に行ってください。

それでは、質疑に入ります。及川幸子委員。

○及川幸子委員 ただいまの丁寧なご説明ありがとうございました。

それで、私から3点ほどお伺いいたします。

310ページの貸借対照表の中より、資産の部の流動資産の中の未収金が29万4,960円ありますけれども、この未収金は回収できるものなのか、中身をご説明願いたいと思います。

それから、314ページの営業費用の中の委託料、ただいまの説明の中で水道事業の業務委託料、ウォーターサービスに委託しているわけですけれども、その中で漏水調査なども委託さ

れているようですけれども、今新しい団地などができる、水道管も新しくなっているはずですけれども、どの程度の漏水が現在あるのか。その辺お聞かせください。

それからもう1点は、316ページの負担金なのですけれども、工事負担金1,200万円、消火栓設置工事負担金なのですけれども、防集団地ができまして、先日も火災、ぼやなどがありましたけれども、懸念されるわけですけれども、この1,200万円で全防集団地の消火栓が完成なるのか、完備なるのかですね。まだやっていないところが、残ったところがあるのかお聞かせください。

それからもう1点は、ページにはないのですけれども、田表に水源を設けました。その水源を設けたのはいいのですけれども、あの地区に水道に入りたいと言っている人たちもいるのですけれども、あそこまだ水道が行っていないです。そして、小さいのですけれども、工場とか作業所とか、福祉の事務所、作業所ですね、いろいろ民家もあるわけですけれども、その上のほうの在地区、その地区の水道もそこにも行っていないのですけれども、その辺の絡みもあると思うのです。旧町時代、旧歌津町からの絡みもあると思いますけれども、今後そういう水源地から上げるか、それともあの上の上沢の浄水場がありますけれども、ポンプ場がありますけれども、その辺からでも上げる予定があるのか、今後の見通しですね。その辺をお聞かせください。

○委員長（菅原辰雄君） 上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（及川 明君） 全体で4点のご質問だったと思います。

最初に310ページ、2億9,496万円の未収金でございます。この未収金の内訳につきましては、水道料金といたしましては550万円ほど、国庫補助といたしまして約2億9,000万円ほどと、2億8,900万円ほどという内訳でございます。水道の災害復旧事業が、どうしても年度末完成ということになりますと、その実績を踏まえて国庫補助が入ってくるということになりますので、それは4月以降になってしまうということでございます。水道事業については、委員ご承知のとおり、公営企業会計でありますので出納整理期間というものがございません。3月末に入ってこないものは未収金という形になりますので、その分の費用ですので、そこはしっかりと担保されたものであるということでご理解いただきたいと思います。

次に、314ページでございますが、ウォーターサービスの委託料の関連で、漏水がどの程度ということでございますが、毎年度決算でお示ししておりますとおり、水道の有収率が72%前後ということで、その中で26%はいわゆる供給しない、外に漏らしているものでございますので、ただ政策的にといいますか、維持管理上、凍結対策でありますとか、水質の維持管

理に一定量を常に、ドレーンと言いますけれども、末端のほうで排出している部分もあります。実際は20%程度が漏水になっているという状況です。

老朽管の更新という部分では、今は全力を注いで災害復旧に傾注している状況でございまして、災害復旧が一定程度落ち着きを見る時期になりましたら、計画的にその対応策もやっていくということでございます。ただ、大きな漏水につきましては、その都度修繕という形で対処しております。

それと、防集団地の消火栓というお話をございましたが、既に防集団地は終わっていますので、消火栓、消防水利については全て設置されております。場所によっては防火水槽であったり、消火栓であったりということで、防集団地内には少なからず、必ず1カ所はございますし、あと消防水利の関係で半径400メートルでしたか、失礼しました。130メートルでした。半径130メートルに1カ所はそういった形で設けている状況でございます。

それと田表付近、中住の付近でございますが、旧町時代からといいますか、旧町時代も水道はいってございません。そこに新たに引いてほしいという趣旨なのかどうかわかりませんが、我々もできれば引いてあげたい部分はあります、ある程度一定の戸数、そういったまとまり、あとは配水管を整備できる公有の道路、町道とか県道とかあるのであればいいのですが、物理的に難しいという箇所も中にはございます。例えば田表の水源からちょっと水が欲しいということを言われましても、あくまでもあれは浄水ではなく原水ですので、我々水道は原水を供給するのではなくて、浄水を供給いたしますので、難しい箇所もあります。そこは状況に応じて相談をしていきたいと思いますが、ある程度まとまった数字、戸数をもってしないと、1軒のために500メートルも水道管を引くとなりますと、これまで取り組んできた公平性というものに欠けますので、そこはケース・バイ・ケースといったらおかしいですが、そういういった要望も踏まえて隨時対処していきたいと思っております。

○委員長（菅原辰雄君） 及川幸子委員。

○及川幸子委員 ただいまの説明でわかりました。

ただ、最後の中住の関係なのですけれども、上沢にポンプ場がありますね。そこから引ける範囲として、ただいまの答弁、説明ですと1軒だけではだめだというのですけれども、もちろん1軒だけでは費用対効果を考えてもできるわけないのですけれども、どの程度の民家が、中住でもあそこは二、三十あると思うのですけれども、それに田表地区の人たち、お店とか6軒ほどあるのかな、あそこの人たち。六、七軒ぐらいあると思うのですけれども、どの程度がまとまれば供給できるように、工事が計画に載っていくのか、その辺をもし持ち合わせ

ているのであれば、ご答弁願います。

○委員長（菅原辰雄君） 上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（及川 明君） どの程度という部分を含めまして、先ほど申し上げました
が、やはり5軒程度のうちは持ち合わせていただきたいなと思っております。

ただ、先ほど上沢にすぐ近くにあるというお話でございましたが、上沢は浄水場でございま
して、その水は樋の口の高台のほうに一旦ポンプで全部圧送しております。そこから落差で
全てのところに供給しているということでございまして、中でも浄水場付近も少し給水して
いるお宅もありますけれども、そこから分岐するような形で配水管を伸ばすという方策だと
思うのですが、2級河川伊里前川を横断する部分もどうしても出てきますし、ある程度地域
としてご要望があれば、そこは我々もその要望に応えていきたいと思っております。

○委員長（菅原辰雄君） 及川幸子委員。

○及川幸子委員 私は素人だから、技術的な面はどこから引いてどうこうするというのはわかつ
てないので、そこは担当課にお任せするのですけれども、まずもって今ね、水道、このよ
うな時代、昔と違って消毒された水道水を供給するのが、町民に、町の仕事だと思います。
そういう観点からも、ぜひあそこの地区に、これから地区と話し合いながら進めていってい
ただきたいと思います。飲料水ですので、絶対必要なものだと思われますので、すぐにでも
取りかかって、希望を、地区の人たちとお話し合いをしていただいて、検討されていただき
ますようにお願ひいたします。以上、終わります。

○委員長（菅原辰雄君） ほかに質疑は。

ここで昼食のための休憩といたします。再開は1時10分といたします。

午前1時58分 休憩

午後 1時09分 開議

○委員長（菅原辰雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。今野雄紀委員。

○今野雄紀委員 今野です。1件だけお伺いしたいと思います。

先ほど前議員の答弁の中に、水道を引くときにある程度の件数がまとまらないと引けないと
いう答弁があったのですが、そこでお伺いしたいのは、約5軒前後、5軒という答弁だった
のですが、その中に住居のみというか、住まいだけが5軒なのか、もしくはいろんな作業所、
事業所等を含めて5軒前後なのか、そのところの確認をお願いしたいと思います。

○委員長（菅原辰雄君） 上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（及川 明君） 作業場用とか、そういう仕分けは水道のほうでやっておりませんで、家庭用、営業用という部分での仕分けはしていますが、今野委員がおっしゃっていますのは、いわゆる家庭用の部分に入ってくるので、それもそういった5軒のうちにはカウントされるものだと思います。

ただ、あくまでも5軒程度という表現にとどめさせていただきたいのは、我々公営企業という、公営の部分と企業の部分、二重の顔を持って運営しておりますので、一定の費用対効果も踏まえて、そのケースに応じて、5軒にならなくても、水道を引くことによって企業会計として有利・有効性が保たれれば、それは対処するような状況でございますので、5軒程度というのは一定の目安ととどめていただければと思います。

○委員長（菅原辰雄君） 今野雄紀委員。

○今野雄紀委員 大体目安ということでわかりましたけれども、実は林地区にもいて、かつて団地を造成したところに、今1軒家が建っていて、なかなか苦慮しているという状況もあります。そこで、将来的なことを見越すということも、多分先ほど課長説明あったように、企業としての面も持ち合わせているので難しいかとは思うのですが、そのところ、水道を引けば、例えば家が建つ可能性というか、そういったことも見込めると思うので、それはニワトリが先か、卵が先かみたいになるのでしょうかけれども、そのところをもう一度だけ確認をお願いしたいと思います。

○委員長（菅原辰雄君） 上下水道事業所長。

○上下水道事業所長（及川 明君） 今野委員がおっしゃっているケースの部分は、私も協議していましたので重々わかっておりまして、どうしても引きたいというお話があったので、こちらからあえてアクションを起こしたのですが、結局は自分の負担がかかるという部分もあったので断念をしたようでございますけれども、将来的なという見込みでなかなかうちのほうが引くといいますのは、行政としての将来的な部分については、ある一定の応分の負担も求めつつ可能かとは思いますが、なかなか民間レベルでの将来的なというお話になりますと、いずれ水道、その近くに配水管が通っていれば、そのときに計画が本当の実現する時点で引くことも可能でございますので、将来的なという部分になると、なかなか見込みという部分でのうちのほうの整備というのは大変難しいのかなと思います。

○委員長（菅原辰雄君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（菅原辰雄君） ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○委員長（菅原辰雄君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第57号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（菅原辰雄君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

次に、議案第58号平成29年度南三陸町病院事業会計予算を議題といたします。

担当課長の細部説明を求めます。病院事務長。

○南三陸病院事務長（佐々木三郎君） それでは、議案第58号平成29年度南三陸町病院事業会計予算の概要を説明させていただきます。

予算書の340ページをお開き願います。

南三陸病院は、平成27年12月14日にオープンいたしました。翌年4月にはフル稼働を開始し、新病院として1年を経過いたしました。その結果を踏まえて、新年度予算編成を行っておりまます。

収益的収入及び支出の収入及び支出におきまして、同額の21億1,200万円ほどを計上し、前年対比5%増、金額にしまして9,100万円の増額となってございます。主な要因につきましては、職員増加による給与費の増加ということでありまして、その増加分を医業収益で確保するといった内容になってございます。

収入、1款1項医業収益1目入院収益として8億3,600万円ほどを計上し、前年対比9%増、金額にしまして1億3,200万円の増となっているところでございます。入院患者数等につきましては、一般病床で37名、療養病床で49名、病床稼働率で96%、ほぼ満床で稼働した段階での収入を考慮してございます。

2目外来収益は昨年と同額になってございます。ただし、透析患者数は予算編成の段階で昨年も50名と計画しておったところでございまして、現在の透析の患者数は30名程度というところで治療に当たっているところでございます。

2項医業外収益5目長期前受金戻入といたしまして3億1,400万円ほどを計上し、前年対比10%減、金額にしまして3,500万円の減額となっているところでございます。

341ページをごらんください。

支出、1款1項医業費用1目給与費として10億7,900万円を計上いたしており、前年対比20%増、金額にしまして1億7,700万円の増額となってございます。平成29年度の職員数は110名、前年対比20%増、人数にいたしまして18名の増ということになってございます。職員数の内訳でございますけれども、医師が7名、看護師が62名、医療技術者が26名、事務職が10名、労務職が5名となっているところでございます。

342ページをお開き願います。

2目材料費として2億1,600万円ほどを計上し、前年対比21%減、金額にして5,600万円の減額となっているところでございます。

3目経費といたしまして3億7,300万円ほど計上し、前年対比5%減、金額にして2,000万円の減額となっておるところでございます。

4目減価償却費として3億4,400万円ほど計上し、前年対比3%減、金額にして1,000万円の減額となっております。

以下の支出項目は昨年とほぼ同額の掲載でございます。

それでは、4条予算の詳細を説明させていただきますので、345ページをお開き願いたいと思います。

資本的収入及び支出の収入におきまして3,800万円程度を計上し、対前年比83%の、金額にしまして1億9,300万円の減額となってございます。これは、医師官舎建設が完了したことによる減額となってございます。

1款1項1目出資金には、企業債償還と医療機器購入のための一般会計の出資金を計上してございます。

次のページをお開きください。

支出におきまして3,800万円程度を計上し、対前年比85%減、金額にして2億2,500万円の減額となってございます。

1款1項1目施設整備費には、有形固定資産購入費として歯科の手術器具購入を計上し、またリース資産購入として整形外科の手術器具の購入経費を計上しているところでございます。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○委員長（菅原辰雄君） 担当課長による説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑は収入、支出一括で行います。

なお、質疑に際しましては、ページ数をお示しの上、簡潔に行ってください。

それでは、質疑に入ります。後藤伸太郎委員。

○後藤伸太郎委員 先ほど、医師官舎が完成して、今後、平成29年度以降、そこを実際に利用していくことになるのだろうと思います。その分が支出、収入のほうで減額になったという説明がありました。一つ確認させていただきたいのですけれども、医師官舎という名目ですけれども、どういった方が入られる要件を満たすのかご説明いただきたいと思います。

○委員長（菅原辰雄君） 病院事務長。

○南三陸病院事務長（佐々木三郎君） 医師官舎につきましては、戸建てが4戸、長屋建てが6戸つくさせていただきました。そのうち、現段階で入居しているのが医師等で6名入ってございます。一部、電子カルテの復興庁からの派遣職員1名が入居してございますけれども、今現在は6名が入っていると。

それとあわせまして、山梨大、それから自治医科大学の臨床研修の受け入れを行っております。そういったときに、当然住居の提供も行っておるわけでございまして、山梨大からは4週間交代で8名ぐらいがおいでになっています。来年度も同じ規模の人員が来ます。

それとあわせまして、専門医研修制度ということで、オープン病院、それから薬科大等から定期的に受け入れを行う必要もございますので、それら受け入れるときの宿舎ということでも考えられるかなと。ですから、それは4戸を充当しながら、6は今の段階の医師等で入居していただくというふうに現在取り扱いをしております。

○後藤伸太郎委員 了解しました。

○委員長（菅原辰雄君） ほかに質疑は。高橋兼次委員。

○高橋兼次委員 高橋です。

病院再開といいますか、本格的に今1年が過ぎたというようなことで、いろいろ見ますと、まあまあの滑り出しかなという感じもあるのですが、そういう中で町民の方々の話を聞きますと、必ずしも医療体制好ましくないというような評価を得ているわけでありますが、これは本当に安心して通院できる医療体制になっているのかということをお聞きしたいと思いますが、町長、いかがでしょうか。

○委員長（菅原辰雄君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 安心できる医療体制、今現状の中で、我々としても医師の確保も含めて取り組んでまいりまして、どうなんだという分野が、どういう分野をご指摘いただいているのか、その辺をお聞きさせていただきたいと。

○委員長（菅原辰雄君） 病院事務長。

○南三陸病院事務長（佐々木三郎君） 今現在、外科、内科、整形外科の常勤のドクターを配置してございます。そのほかに循環器内科、小児科、眼科、耳鼻咽喉科、皮膚科、泌尿器科、婦人科ということで多岐にわたりまして病気のファーストタッチの窓口は開設しておるということで、重篤な病気になっても紹介状は書けるといったスタンスで診療を行っております。

それから、夜間救急につきましても、大学のほうからご支援を賜っておりますので、24時間365日レントゲン撮影ができる、血液検査ができるということの体制をとっておりますので、夜間・休日等におきましても、十分な対応ができるとしていると考えております。

○委員長（菅原辰雄君） 高橋兼次委員。

○高橋兼次委員 そういう内容のことについては理解しているんです。医療体制と言ったからかな、医療内容と言えばよかったです。恐らく町長も直に耳にしているかもしれません。多分そういうようなことがあったんだろうと思いますが、この病院がどのような立場のどういう内容の病院であるかというようなことを、医師を含めた全スタッフが再確認する必要があるのかなと思っているんです。やはり町民から不信というか不安を抱かれるようでは、この病院の患者さん方は、町民が基本的な患者さんになるわけで、そういうことがありますと、町民の皆さんに信用というものが根づかないと、先行き運営というものは大変厳しいものになるのかなと、こんな思いがあるのです。ですから、大変スタッフ等も不足しているようでもあるし、ここで厳しく言うこともちょっと気のとがめる部分もあるのですが、やはり臭い物にふたをして終わりではなくて、将来の運営を見据えながら、やはり指摘すべきところは指摘指摘していったほうがいいのかなと、そんな思いで町長のお考えを聞きたいなど。

○委員長（菅原辰雄君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ご指摘の内容については、私も内々承知をしてございます。そういうことのないように、いわゆる町民の皆さんそのための病院ですので、町民の皆さんに信頼をいただくような、そういった規律体制といいますか、しっかりやってまいりたいと思います。

○委員長（菅原辰雄君） ほかに質疑はありませんか。今野雄紀委員。

○今野雄紀委員 今野です。1点だけ伺いたいと思います。

病院始まって1年ということで、その間いろいろ一般質問等もあったのですが、駐車場が使いづらいということであれしたのですけれども、それを見直す考え方というか、そういった状況にあるのかどうか伺いたいと思います。

○委員長（菅原辰雄君） 病院事務長。

○南三陸病院事務長（佐々木三郎君） 現段階で駐車場に関しましては、何度もご意見、ご指導

賜ったような経過でございます。身障者につきましても丁寧な指導、それから適切な利用を図るための注意喚起なり、お願ひの掲示もさせていただいているところでございますし、今現在の駐車場等の形状を変えていくというのはちょっと無理がありますので、現状でのきめ細やかなサービスを提供しながら、今現在利用している方で、もし仮に車椅子で玄関に車をそのまま置いていただいて、職員が駐車場まで持っていくという対応もしてございますので、そういったことできめ細やかな対応に努めてまいりたいと考えてございます。

○委員長（菅原辰雄君） 今野雄紀委員。

○今野雄紀委員 予算審議なのでちょっとお伺いしたいのですけれども、改修するにはお金が必要なのですけれども、1点確認なのですけれども、台湾からの寄附というか、その部分のお金はもう全部使ったのかどうか、そのところを伺いたいと思います。

○委員長（菅原辰雄君） 病院事務長。

○南三陸病院事務長（佐々木三郎君） 台湾からのお金に関しては、トータルで22億2,000万円ということで、災害復旧事業、医療再生復興事業で見れない、例えば引っ越しであるとか、外構とか、そういったものに全て使用させていただいておりまして、今現在残っているお金はないという状況です。

○今野雄紀委員 わかりました。

○委員長（菅原辰雄君） 三浦清人委員。

○三浦清人委員 今の事務長のお話を聞きますと、身障者あるいは歩行困難の方々が車で来た際に、玄関のところにその車を置いて、中に入って、その車は職員が駐車場まで持っていくと。大変いいことです。それは、町民の方々、何人の方々が知っていますかね。どういう周知方をやっているのかなんですね。今、私初めて聞きましたので、だからわからない人たちは駐車場に行って、足が悪くて大変な思いをしているという声は聞いているんですよ。ですから、駐車場の関係の質問が出ているのだろうと思うのでね。大変車を移動してくれる、駐車場に持つて行ってくれるというものは非常にいいことです。それをいかに患者さん、あるいは町民の方々、利用する予定の方々に知らしめるかということが大事ではないかなと思うのですがね、どうでしょう。どういうコマーシャルというか周知をしているのか、その辺。

○委員長（菅原辰雄君） 病院事務長。

○南三陸病院事務長（佐々木三郎君） 結局、身障者の駐車場が常にいっぱいだということで、よく毎日状況を見ているのですけれども、シルバーマークが張ってあったり、車椅子のマークが張ってあったりということでの利用、また高齢者の方の利用ということで、結局玄関に

車を乗り捨てるといいますか、そういう場合は駐車場がいっぱいだという状況下に置いておられます。そういった時に関しては、患者様のほうには、窓口なり事務のほうにご連絡をくださいということでお伝え申し上げて対応しているということで、最悪の場合の対応ということですので、現段階で率先してPRしているということにはなってございません。

○委員長（菅原辰雄君） 三浦清人委員。

○三浦清人委員 ですから、高齢者、身障者の方々の駐車でいつも満杯だと。そういった方々についてはわかっていると思うのね、車をあそこに置けば、玄関に置けば持っていってくれる。それ以外の方々への周知なんですね。足が痛くて歩けないけども病院に行きたいと。だけども、駐車場がちょっと遠いんだと。無理して歩くわけですから、そういった方々への周知はどういうふうにするのですかということですよ。やる必要があると思うのです。そうすると、病院を利用する方々も多くなってくるだろうし、それが一つの医療サービスにもなってくる。だと思うのです。その辺を聞いているのです。

○委員長（菅原辰雄君） 病院事務長。

○南三陸病院事務長（佐々木三郎君） 掲示物等で行ってまいりたいと考えてございます。どうしても車の安全性の確認も必要でございますので、窓口のほうに言っていただく、それから玄関のほうに掲示をするといった内容で、当面は対応させていただきたいと思っております。

○三浦清人委員 そういうふうにやってくださいね。チラシでもいいんだ、広報でも。

○委員長（菅原辰雄君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（菅原辰雄君） ないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○委員長（菅原辰雄君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第58号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（菅原辰雄君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

次に、議案第59号平成29年度南三陸町訪問看護ステーション事業会計予算を議題といたします。

担当課長の細部説明を求めます。病院事務長。

○南三陸病院事務長（佐々木三郎君） それでは、当初予算の365ページをお開き願います。議案第59号平成29年度南三陸訪問看護ステーション事業会計の詳細説明をさせていただきます。収益的収入及び支出におきまして、収益的収入、支出同額の4,800万円ほどを計上しており、前年対比6%減、金額で280万円ほどの減額となってございます。

収入、1款1項1目訪問看護療養費に4,700万円ほどを計上しており、利用者は前年対比2%増の7,320人を見込んでいるところでございます。

支出、1款1項1目給与費におきまして3,900万円ほどを計上しており、前年対比10%増になつてございます。職員数については前年対比1名増の6名の配置となつております。本来の人員に戻したという内容でございます。

3目経費に690万円ほどを計上してございます。賃金に250万円ほどを計上し、前年対比41%減としたところでございます。これはプロバーチャル職員の配置によりまして減額をしたという内容でございます。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしくお願いします。

○委員長（菅原辰雄君） 担当課長による説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑は収入、支出一括で行います。

なお、質疑に際しましては、ページ数をお示しの上、簡潔に行ってください。

それでは、質疑に入ります。及川幸子委員。

○及川幸子委員 それでは、1点ほどお伺いいたします。

ページ数ではなくて、私の場合は、年間利用者数が去年よりも多くなっております。去年は1日の利用者数が24人で、平成29年度は30人で、1日平均利用者数がふえています。そうなのですから、逆に事業収益が減額になつております。その減額になつてある要因と、それから先ほど介護保険でも話しましたけれども、歩いて施設まで行けなくて、在宅で生活しているという方々がどの程度いらっしゃるのか、その辺お聞かせください。

○委員長（菅原辰雄君） 病院事務長。

○南三陸病院事務長（佐々木三郎君） 収益的にはほぼ同額程度を見込んでいるという状況でございますので、ご理解を頂戴したいと思います。

それから訪問介護、年間ざっくりで月に600件ほど回つてございます。その中の1割が医療の相当程度が悪くて、1割の方が医療、60名ぐらいの方が医療的な訪問、それから残りの9割が介護的な訪問という内容になつてございます。おおむね登録人数の方で大体80人ぐらい、

実利用で75名ぐらいの利用ということになってございますので、これは診断をして通えないということ、病院との連携、連動みたいな形になってございますので、状況を把握しながら丁寧な、適切な運営、それから訪問業務を行ってまいりたいと考えてございます。

○委員長（菅原辰雄君） 及川幸子委員。

○及川幸子委員 在宅で生活しているということは、家族の手も必要になってきているわけですね。施設の場合だと、介護保険からもその施設料が支払われて1割が個人負担となりますけれども、今後そういうふうに在宅で見ている方に何かしら支援をしていかなければいけないのではないかという思いがあるのですけれども、そういう考えについてどのようにお考えですか。

○委員長（菅原辰雄君） 病院事務長。

○南三陸病院事務長（佐々木三郎君） 訪問事業につきましては、看護師が患者さんのお宅を訪問しながら治療といいますか、対応に当たっておりますので、専門の職員ということでございますので、そこはまた介護のヘルパーとかいう意味合いとは大分違うので、若干医療的な床ずれとか、そういうものまでも対応できるような適正な処理が、対応ができるというところで、安心して使っていただけると考えているところでございます。

○委員長（菅原辰雄君） 及川幸子委員。

○及川幸子委員 医療の面ですね、そうです。私の質問もここでなく、別なところでやればよかつたんですね。失礼いたしました。医療の分では、皆さん家庭の人たちは先生と看護師さんがついて歩けるので、病院に来なくても、自宅でいて治療を受けるという点では、今後とも期待しておりますので、そういうわけで、別なところで聞く場面でしたので、失礼いたしました。終わります。

○委員長（菅原辰雄君） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（菅原辰雄君） ないようありますので、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○委員長（菅原辰雄君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより議案第59号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（菅原辰雄君） ご異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決すべきもの

と決定されました。

以上、本特別委員会に付託されました議案第50号から議案第59号まで、可決すべきものと決定しました。

本特別委員会での審査結果につきましては、委員長報告を作成し、議長に報告することいたします。

これをもって、平成29年度当初予算審査特別委員会を閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（菅原辰雄君） ご異議なしと認めます。

委員の皆様に申し上げます。

当委員会も6日間の日程をこなし、予定どおり進むことができました。これもひとえに委員各位、議場出席者各位のご協力のたまものであると心から御礼を申し上げるものでございます。いろいろありがとうございました。

以上をもちまして、平成29年度当初予算審査特別委員会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

午後1時41分 閉会